

コートジボワール共和国第2憲法

(2000年8月1日制定)

佐藤 章 訳*

* * *

前文

コートジボワール人民は、
自らの自由と国のアイデンティティ、なら
びに、歴史と人間性への責任を自覚し、
自らのエトニー、文化、宗教の多様性を自
覚し、一致連帯して繁栄するひとつの国民を
建設することを希求し、
この多様性を敬い、団結することが、経済
の進歩と社会の充足を保障すると確信し、
憲法の合法性と民主的制度、人間の尊厳、
文化と精神の価値に対して深く愛着を持ち、
1948年の普遍的な人権宣言と、1981年の人間
と人民の権利についてのアフリカ憲章で定め
られた権利と自由への賛同を表明し、
すべての自由な人民が認める民主的な価値、
とりわけ、
—個人と集団の双方における基本的な自由
の尊重とその擁護
—権力の分離と均衡
—公の事項の運営における透明性
への愛着を表明し、
アフリカの連帯の確立を目指しての、地域
ならびにその下位の地域での統合の促進を誓
約し、
自由かつ厳かに、国民投票により採択され
た本憲法を、自らの基本法となす。

第1章

自由、権利、義務

第1節 自由と権利

第1条 [国家と憲法]

コートジボワール国家は、本憲法で述べら
れた基本的な自由と権利と義務を認識し、こ
れらの効果的な適用を保障するための、立法
と規則による措置をとることを誓約する。

第2条 [基本的人権]

人間は神聖である。

すべての人間は、法律の前に自由にして平
等に生まれる。人間は、不可侵の権利である
ところの、生存、自由、人格の開花、尊厳の
尊重への権利を享受する。

人間の権利は、不可侵である。公的機関は、
人間の権利の尊重、保護、促進を保障する義
務を負う。

人間の生命の剥奪を目的とする、すべての
懲罰が禁じられる。

第3条 [暴力の非難]

奴隷制、強制労働、非人間的で残酷であつ
たり、品位を貶める侮蔑的な扱い、肉体と倫
理に対する拷問、肉体的暴力と身体の毀損、
ならびに人間に対するあらゆる形態の卑劣は、
禁じられ、法律で罰せられる。

第4条 [住居]

住居は不可侵である。

第5条 [家族]

家族は、社会の基本構成単位である。国家は、その保護を保障する。

第6条 [子ども・高齢者・障害者]

国家は、子ども、高齢者、障害者の保護を保障する。

第7条 [人格権]

すべての人間は、物質的、知的、精神的な側面における人格を発展させ、開花させる権利を持つ。

国家は、すべての市民に、健康、教育、文化、情報、職業訓練、雇用への平等なアクセスを保障する。

国家は、法律と良識に反しない、文明の国民的価値と文化的伝統を守り、振興する義務を持つ。

第8条 [若者]

国家と地方公共団体は、若者たちの発展を監督する義務を持つ。国家と地方公共団体は、公民教育と道徳教育にふさわしい条件を創出し、また、若者たちに対し、搾取と倫理上の放棄からの保護を保障する。

第9条 [思想と表現の自由]

思想と表現の自由、とりわけ良心、宗教、哲学にてらしての見解は、法律、他者の権利、国の安全保障、公共の秩序を尊重するかぎりにおいて、万人に保障される。

第10条 [表現の自由]

各人は、考えを表明し、自由に広める権利を持つ。

ある社会集団をほかの社会集団に対して優越させることを目的や効果として持つか、人種的、宗教的な憎悪を助長するあらゆる政治宣伝は、禁じられる。

第11条 [集会とデモ]

集会とデモの自由は、法律によって保障さ

れる。

第12条 [居住権・難民の庇護]

いかなるコートジボワール人も、本国からの追放を強いられない。

政治的、宗教的、哲学的信念やエスニックな帰属を理由に迫害されたすべての人は、共和国の法律にしたがうかぎりにおいて、コートジボワール共和国の領土で庇護権を享受できる。

第13条 [政党と政治団体]

政党と政治団体は、共和国の法律ならびに国家主権と民主主義の原則を尊重する条件のもとで、自由に結成され、活動する。政党と政治団体は、法律のもとで平等であり、同一の義務を負う。

地域的、信仰的、部族的、エスニック的、人種的な基盤に立つ政党や政治団体は、禁じられる。

第14条 [政治活動]

政党と政治団体は、人民の意思の形成と投票での表明が実現されるよう協力する。

第15条 [財産権]

財産権は、万人に保障される。

公益目的で、かつ、前もって適正な補償がなされる場合を除き、何人たりともその財産を剥奪されない。

第16条 [企業]

万人の自由な企業の権利は、法律で定められた範囲で保障される。

第17条 [雇用]

すべての人は、職業と雇用を自由に選択する権利を持つ。公的雇用・民間雇用へのアクセスは、万人に平等である。

雇用へのアクセスとその従事における、性、ならびに、政治的、宗教的、哲学的見解に基づくあらゆる差別は、法律で禁止される。

第 18 条 [労働組合]

労働組合の権利とストライキの権利は、法律で定められた範囲において、これを行使する公的部門と民間部門の労働者に認められる。

第 19 条 [環境]

健康な環境への権利は、万人に認められる。

第 20 条 [司法]

すべての人は、司法への自由で平等なアクセスの権利を持つ。

第 21 条 [罪刑法定主義]

何人も、とがめの対象となる事象より前に審署された法律の名においてしか、起訴、逮捕、勾留、取り調べを受けない。

第 22 条 [被告人の権利]

何人も、恣意的に拘束されない。

すべての被告人は、弁護に欠かせないすべての保証が提供された手続きのあとに当人の有罪が確立されるまでは、推定無罪である。

第 2 節 義務

第 23 条 [法律等の遵守]

国の領土で生活するすべての者は、共和国の憲法、法律、規則を遵守することを義務づけられている。

第 24 条 [防衛]

国民ならびに領土の一体性の防衛は、すべてのコートジボワール人の義務である。防衛は、法律で定められた条件のもとで、国の防衛と治安にあたる部隊によって、排他的に保障される。

第 25 条 [公的財産]

公的財産は、不可侵である。すべての者が、公的財産の尊重と保護を義務づけられている。

第 26 条 [公的職務]

公的な職務への任命、公的雇用への就職、公共企業体の業務の担当となったすべての市民は、良識、忠誠心、誠実さをもってそれを遂行する義務を負う。

第 27 条 [納税]

納税の義務は、法律にのっとり、万人に課せられる。

第 28 条 [環境]

環境の保護と生活の質の向上は、共同体とすべての自然人と法人にとっての義務である。

第 2 章 国家と主権

第 29 条 [国家]

コートジボワール国家は、独立し、主権を持つ共和国である。

国家の象徴は、オレンジ、白、緑の等幅の縦帯の三色旗である。

共和国歌は、「ラビジャネーズ」である。

共和国の標語は、「団結、規律、労働」である。公用語は、フランス語である。

法律は、国民の諸語の振興と発展の条件を定める。

第 30 条 [共和国]

コートジボワール共和国は、単一にして不可分、非宗教的、民主的、社会的である。

共和国は、出身、人種、エトニー、性、宗教の分けへだてなく、法律のもとでの平等を全員に保障する。共和国は、すべての信教を尊重する。

共和国の原則は、人民の、人民による、人民のための政府である。

第 31 条 [主権]

主権は人民に属する。

人民のいかなる部分も、いかなる個人も、

主権の行使をわがものとしえない。

第 32 条 [主権の行使]

人民は、国民投票と選出された代表者によって主権を行使する。

国民投票と人民の代表の指名に訴える際の条件は、本憲法と組織法律で定められる。

憲法院は、国民投票と人民の代表者の選挙の作業の適正性を監督する。

国民投票ならびに選挙の組織と監督は、法律で定められた条件のもとで、独立の委員会によって保障される。

第 33 条 [参政権]

投票は、普通、自由、平等、秘密である。

18 歳以上で、市民的権利と政治的権利を享受するすべての両性のコートジボワール国籍者が、法律で定められた条件のもとで、選挙人である。

第 3 章

共和国大統領と政府

第 34 条 [大統領の地位と職務]

共和国大統領は、国家元首である。共和国大統領は、国民の統一を体現する。共和国大統領は、憲法の尊重を監視する。共和国大統領は、国家の連続性を保障する。共和国大統領は、国民の独立、領土の一体性、国際的誓約の尊重の保障者である。

第 35 条 [大統領の任期・被選挙資格]

共和国大統領は、直接普通選挙によって、5 年の任期で選出される。共和国大統領は、1 回しか再選できない。

大統領選挙の立候補者は、40 歳以上か 70 歳以下でなければならない。

大統領選挙の立候補者は、生まれながらのコートジボワール人である父と母のあいだに生まれた、生まれながらのコートジボワール人でなければならない。

大統領選挙の立候補者は、これまでにコートジボワール国籍を放棄したことがあってはならない。

大統領選挙の立候補者は、これまでに他国籍を取得したことがあってはならない。

大統領選挙の立候補者は、選挙日に先立つ 5 年のあいだ、継続的にコートジボワールに居住していなければならない、かつ、実質的な居住期間が 10 年なければならない。

本条に示される居住義務は、外交団と領事団のメンバー、外国での職責への就任あるいは職務の遂行を国家により指名された者、国際公務員、政治的亡命者には適用されない。

大統領選挙の立候補者は、医師会理事会によって提案されたリストに基づき憲法院が指名した 3 人の医師団によって適正に申し立てられた、身体と精神の完全な充足を示す書類を提出しなければならない。

大統領選挙の立候補者は、よき道徳と大いなる誠実さの人でなければならない。大統領選挙の立候補者は、資産を申告し、その出所の根拠を示さなければならない。

第 36 条 [大統領の選出方式]

共和国大統領の選出は、直接普通選挙での絶対多数によってなされる。

これに該当しない場合は、第 1 回投票の結果の宣言から 15 日後に、第 2 回投票が行われる。これに進むことができるのは、第 1 回投票でもっとも多く票を得た、上位 2 人の立候補者のみである。

選挙人の招集は、大臣会議でのデクレによってなされる。

第 1 回投票は、共和国大統領の任期の 5 年目の 10 月に行われる。

第 37 条 [大統領選挙の延期等]

立候補届け出期日の 30 日前よりあとに、立候補者となる意思を公式に表明した者のひとり、この期日に先立つ 7 日のあいだに、死亡もしくは不都合の状態となった場合には、憲法院は、選挙の延期を決定することができる。

る。

第1回投票の前に、立候補者のひとりが死亡もしくは不都合の状態となった場合には、憲法院は、選挙の延期を宣言する。

第1回投票の結果、最上位となった2人の立候補者のうちのひとりが、死亡もしくは不都合の状態となった場合には、憲法院は、選挙の全体のやり直しを決定する。

第38条 [大統領選挙作業の停止]

領土の一体性への侵害や自然災害などの深刻な出来事や状況が、選挙や結果発表の正常な進展を不可能としている場合には、選挙を担当する委員会の長は、速やかに憲法院にかかる状況の申し立てを行う。

憲法院は、24時間以内に、選挙作業の中止、継続、もしくは結果発表の延期を決定する。

共和国大統領は、これを国民に親書で伝える。共和国大統領は、職務にとどまる。

憲法院が選挙作業の停止を命じた場合、もしくは、結果発表の延期を決定した場合には、選挙を担当する委員会は、状況の進展に関する報告書を毎日作成し、憲法院に報告する。

憲法院が深刻な出来事や状況の停止を確認したときには、憲法院は、結果発表については30日を超えない範囲で、選挙の施行については90日を超えない範囲で、新しい期日を定める。

第39条 [大統領の就任]

現職の共和国大統領の権限は、選出された大統領の職務開始の日に失効するものとし、職務開始は宣誓とともになされる。

選挙の確定結果の発表から48時間以内に、選出された共和国大統領は、厳粛法廷にて開廷した憲法院で宣誓を行う。

宣誓の文言は、次のとおりである。

「コートジボワールの主権者たる人民に対し、私は、市民の権利と自由を守り、国民の至高の利益における当職の責務を良心的に果たすことを、厳粛に、憲法を忠実に尊重し護る名誉にかけて誓います。

願わくは、人民は私への信任を取り下げたまえ、私は法の厳格さに服さん、もし私がこの宣誓を裏切ることあらば。」

第40条 [大統領職空席時の手続き]

共和国大統領職が、死亡、辞任もしくは絶対的な職務遂行不可能により空席になった場合には、共和国大統領の代行は、国民議会議長によって45日から90日の期間で担われるものとし、共和国大統領代行は、この期間中に、新しい共和国大統領の選挙を実施させる。

絶対的な職務遂行不可能は、政府が構成員の過半数をもって承認した請求に基づき、当該目的の付託を受けた憲法院によって、遅滞なく確認される。

第38条の第1段落と第5段落の定めは、代行の場合にも適用される。共和国大統領の代行を担う国民議会議長は、憲法の第41条第2段落と第4段落、第43条、第124条を用いることができない。

共和国大統領職の空席時に、国民議会議長が、死亡、辞任もしくは絶対的な職務遂行不可能になった場合には、共和国大統領の代行は、同じ条件のもとで、国民議会の第一副議長によって担われる。

第41条 [大統領と政府]

共和国大統領は、執行権の排他的保持者である。

共和国大統領は、政府の長である首相を任命し、首相は大統領に対して責任を持つ。共和国大統領が、首相の職務を終了させる。

首相は、政府の行動を進行させ、調整する。

首相の提案に基づき、共和国大統領は、政府のほかの構成員を任命し、管轄を決定する。共和国大統領は、同じ条件において、政府の構成員の職務を終了させる。

第42条 [大統領と国民議会]

共和国大統領は、国民議会の構成員とともに、法律の発議権を持つ。

共和国大統領は、国民議会議長から送付を

受けてから15日のあいだに、法律を審署することを保障する。審署の期限は、緊急時には5日に短縮される。

本条で定められた期限の終了までに、共和国大統領によって審署されなかった法律は、同法が憲法に適合していれば、国民議会議長の付託を受けた憲法院によって、執行力を持つことが宣言される。

共和国大統領は、審署の期限が切れる前に、国民議会に対して、法律もしくは一部の条文についての再審議を求めることができる。この再審議は拒否されない。

共和国大統領はまた、審署の期限までのあいだに、第1回の審議で法文の採択がなされた会期の次の通常会に当該審議がなされることを求めることができ、これは当然の法的権利として認められる。

再審議の際の票決は、国民議会の構成員の3分の2の多数によってなされる。

第43条 [大統領と国民投票]

共和国大統領は、国民議会理事部への諮問ののち、人民の直接の諮問を求めるべきとされるすべての法文や質問を国民投票に付すことができる。

国民投票が法文を採択するとの結論を出したときには、共和国大統領は、前条で定められた期限までにこの法律を審署する。

第44条 [大統領と法律・規則]

共和国大統領は、法律と司法による決定の執行を保障する。

共和国大統領は、共和国の領土全体に規則を適用する。

第45条 [大統領と信任状の授受]

共和国大統領は、大使と特使に信任状を渡して外国等へ派遣する。外国の大使と特使は、共和国大統領に信任状を渡して派遣を受け入れられる。

第46条 [大統領と行政]

共和国大統領は、行政の長である。共和国大統領は、文民、軍人のポストへの任命を行う。

第47条 [大統領と軍]

共和国大統領は、軍の最高の長である。共和国大統領は、国防高等評議会を主宰する。

第48条 [例外的措置]

共和国の制度、国民の独立、領土の一体性、国際的誓約の遂行が、深刻かつ危急に脅かされているとき、ならびに、憲法に基づく公権力の正常な機能が中断されているとき、共和国大統領は、国民議会議長と憲法院院長に必ず諮ったのち、状況が要請する例外的措置をとることができる。

共和国大統領は、そのことについて国民に親書で伝える。

国民議会は、当然の法的権利として開会する。

第49条 [大統領と恩赦]

共和国大統領は、恩赦の権限を持つ。

第50条 [大統領と政策]

共和国大統領は、国民の政策を決定し、導く。

第51条 [大臣会議]

共和国大統領は、大臣会議を主宰する。

大臣会議は、以下の事項を義務として審議する。

- 国家の政策全般を定める決定
- 政府提出法律案、オルドナンスと一般規制デクレの案
- 国家の上級職に関する任命であって、法律によって名簿が作成されるもの

第52条 [大臣会議と憲法院]

法律、オルドナンス、一般規制デクレの案は、大臣会議での検討に先立ち、憲法院に意

見を諮ることができる。

第 53 条 [閣僚への委任]

共和国大統領は、デクレにより、権能の一部を政府の構成員に委任することができる。

首相は、共和国大統領が国の領土の外にあるときに、この代理を務める。この場合、共和国大統領は、デクレにより、議事と日を定め、首相に大臣会議の主宰を委任することができる。

共和国大統領は、デクレにより、自らの権能の一部を、首相もしくは首相の代行を担う政府の構成員に委任することができる。この権能の委任は、時限的かつ明確に定められた事項もしくは主題についてのものでなければならない。

第 54 条 [大統領の兼任禁止]

共和国大統領の職務は、国会のあらゆる職務、あらゆる公的雇用、あらゆる職業活動、ならびに政党の指導者の職務と兼任不可である。

第 55 条 [大統領の資産公開]

共和国大統領は、職務の開始時と終了時に、会計院に対して、自らの資産の公正なる申告書を作成しなければならない。

職務にあるあいだ、共和国大統領は、法律で定められた条件のもとで会計院から事前に許可された場合を除き、国家ならびに地方公共団体に帰属する公有財産を、本人自身によるものでも仲介者経由によるものでも、一切取得、賃借することができない。

共和国大統領は、国家ならびに地方公共団体による調達に入札できない。

第 56 条 [閣僚の兼任禁止]

政府の構成員の職務は、あらゆる雇用ならびに職業活動と兼任不可である。

政府の構成員に任命された国会議員は、閣僚の職務にあるあいだ、国民議会の議席を占めることができない。

前条の第 2、第 3 段落の規定が、職務にあるあいだの政府の構成員に適用される。

第 57 条 [国民議会への親書]

共和国大統領は、国民議会に対して、直接、もしくは国民議会議長によって代読される親書によって、意見を伝える。

意見に対して審議はなされない。

第 4 章

国会

第 58 条 [一院制]

国会は、国民議会という名称の単一の院で構成され、構成員は、国民議会議員の肩書きを持つ。

国民議会議員は、直接普通選挙で選出される。

第 59 条 [国会議員の選出方法]

立法期の期間は、5 年である。

国会議員の任期は、更新可能である。

国民議会の権限は、任期最終年の第 2 通常会期末に失効する。

選挙は、国民議会の任期切れの 20 日前から 50 日前のあいだに実施される。

国民議会の構成員の数、被選挙権の条件、被選挙不可と兼任不可に該当する条件、投票の方法、国民議会議員の議席が空席になった場合の新しい選挙の実施条件は、法律で定める。

第 60 条 [選挙と憲法院]

国民議会議員の立候補者の被選挙資格、選挙の適正性と有効性は、憲法院が裁定する。

第 61 条 [法律と租税]

国民議会は、法律の票決を行い、租税に同意する。

第 62 条 [通常会]

毎年、国民議会は、当然の法的権利として、

通常会を2回開会する。

第1会期は4月の最終水曜日に開会する。会期は、3カ月を超えることができない。

第2会期は、10月の第1水曜日に開会し、12月の第3金曜日に閉会する。

第63条 [臨時会]

国民議会の臨時会は、共和国大統領、もしくは国民議会議員の絶対多数の要求に基づき、あらかじめ定められた議事日程のもとで、議長によって召集される。

臨時会は、議事日程が終了次第、閉会となる。

第64条 [議事の公開]

国民議会での議論の完全な議事録は、官報の議事録版に刊行される。

共和国大統領または国民議会議員の3分の1の要求により、国民議会は、傍聴禁止会として開くことができる。

第65条 [議長の任期]

国民議会の議長は、立法期を任期として選出される。

国民議会の議長と第一副議長は、共和国大統領と同じ被選挙資格の条件にしたがう。

第66条 [議員の票決権]

各国民議会議員は、国民全員の代表である。命令的委任は、無効である。

国民議会議員の投票権は、一身上のものである。しかしながら、国民議会議員が、病気、政府もしくは国民議会が彼に与えた任務や職務の遂行、兵役義務の遂行、そのほかの正当な理由のいずれかにより欠席する場合には、投票の委任が認められる。何人も、1回の投票に際して、1票を超える投票の委任を受けることができない。

第67条 [議員活動への不訴迫]

いかなる国民議会議員も、職務遂行時になされた意見表明や投票に関して、起訴、捜査、

逮捕、勾留、審判を受けることがない。

第68条 [議員の不逮捕特権等]

いかなる国民議会議員も、会期中、重罪もしくは軽罪に関し、現行犯の場合を除き、国民議会の承認のあるときしか起訴、捜査、逮捕されない。

いかなる国民議会議員も、会期外に、現行犯、承認された起訴、確定した判決の場合を除き、国民議会理事部の承認があるときしか逮捕されない。

国民議会議員に対する勾留もしくは起訴は、国民議会が要求した場合には中断される。

第69条 [議員手当]

国民議会議員は、法律で定められた額の手当を受け取る。

第70条 [国民議会の規則]

国民議会は、自らの規則を定める。

発効に先立ち、規則ならびに事後的な修正は、憲法院に付託され、合憲性を判定される。

憲法院は、15日以内に裁定する。

第5章

執行権と立法権の関係

第71条 [立法権と法律事項]

国民議会は、立法権を持つ。国民議会は、法律を票決する。

法律は、以下に関するものの規則を定める。

一市民の資質と資格、公民権、公的自由の行使のために市民に付与されている基本的保障

一国籍、人の身分と能力、夫婦財産制、相続、恵与

一慣習が申し立てられ、憲法の基本的な原則と調和を得るための手続き

一重罪と軽罪の定義、それに与えられる刑罰の定義、刑事事件手続き、大赦

一司法裁判所、行政裁判所の組織、ならび

にそこでの手続き

－司法官、裁判所付属吏ならびに司法補助職の身分

－公務員の身分規程

－知事団の身分

－外交団の身分

－地方公共団体の人員の身分

－軍に携わる者の身分

－国の警察の人員の身分

－あらゆる性格の賦課に関する基準、率、徴収方法

－通貨の発行制度

－国民議会と地方議会の選挙制度

－公施設の範疇の創設

－戒厳令と緊急事態

法律は、以下の基本的な原則を定める。

－行政の組織全般

－教育と科学研究

－国防組織

－財産権、物権、民事債務、商事債務

－労働法、組合法、社会的組織

－国有財産の譲渡と管理

－共済組織と貯蓄

－環境の保護

－生産組織

－政党の地位

－輸送体制ならびにテレコミュニケーション

予算法律は、国家の歳入と支出を決定する。

計画法律は、国家の経済活動、社会活動の目的を定める。

組織法律は、憲法によって計画と資格を与えられた種々の制度、構造、システムを規制する目的を持つ法律である。

憲法が組織法律としての性格を付与した法律は、以下の条件のもとで票決、修正される。

－政府提出改正案も議員提出改正案も、提出から 15 日の期間が経過したあとにしか、国民議会での審議と票決に付されない

－国民議会における法文の採択は、構成員の 3 分の 2 以上によってしかなされない

組織法律は、憲法院により合憲性が宣言されたあとでなければ審議されない。

第 72 条 [規則事項]

法律領域以外の事柄は、規則の領域に属する。

立法的な形態を持つ法文であって、この憲法の発効前に決定されたものは、憲法院の諮問ののちに制定されたデクレによって修正することができる。

第 73 条 [戦争の宣言]

戦争の宣言は、国民議会によって承認される。

第 74 条 [戒厳令]

戒厳令は、大臣会議のデクレによって決定される。国民議会は、会期中でない場合は、法律上当然に開会する。

戒厳令の 15 日を超えての延長は、国民議会での議員の単純多数によってしか承認されない。

第 75 条 [立法の授権]

共和国大統領は、自らの計画を執行するために、通常は法律の領域に属する措置を、限られた期間のあいだ、オルドナンスによってとれるよう承認することを国民議会に求めることができる。

オルドナンスは、可能であれば憲法院の諮問を経たのち、大臣会議によって決定される。オルドナンスは、発表と同時に効力を持つが、追認のための政府提出法律案が、授権法律に定められた期日までに国民議会に提出されなかった場合には、失効する。

本条の第 1 段落で言及された期間が終了したあとは、オルドナンスに含まれている立法領域に関する定めは、法律によってしか修正されえない。

第 76 条 [不受理]

法律の領域に属しない提案もしくは修正は、

不受理となる。不受理は、国民議会議長によって宣言される。

異議申し立ての場合は、憲法院が、共和国大統領もしくは4分の1以上の国民議会議員から付託を受け、付託の日から15日以内に裁決を下す。

第77条 [憲法院への付託]

法律は、審署の前に、国民議会議長もしくは10分の1以上の国民議会議員もしくは代表党派により、憲法院への付託が可能である。

合法的に設立された人権擁護団体は、同様に、公的自由に関する法律を憲法院に付託することができる。

憲法院は、付託から15日以内に裁決する。

第78条 [国会議員の権限]

国民議会議員は、修正権を持つ。

国民議会の構成員により提出された法律案もしくは修正案は、その採択が結果として、公的資産の減少や、公的負担の新たな発生もしくは増加をもたらす場合には、それに相当する歳入の増加もしくは予算の削減を伴わないかぎり、受理されない。

第79条 [予算法律]

国民議会は、法律で定められた条件にしたがい、予算法律案を票決する。

第80条 [予算法律の会期]

国民議会は、10月の会期入りとともに、予算法律案を付託される。

予算法律案は、支出全体の充実に必要な歳入を用意する必要がある。

国民議会は、均衡予算を票決する。

もし、国民議会在が、70日の期間のあいだに判断を示せない場合は、予算法律案はオルドナンスによって発効する。

共和国大統領は、追認の立法のため、15日の会期の臨時会に召集された国民議会在に付託する。

もし、国民議会在が、この臨時会の会期末ま

でに予算を票決できない場合、予算はオルドナンスによって確定的に成立される。

もし、予算法律案が、予算の執行開始までに審署されるのに適した時期に提出されなかった場合には、共和国大統領は、緊急に国民議会对して、前年予算の12分の1を暫定的予算とする許可を求める。

第81条 [国民所得勘定]

国民議会在は、予算法律で定められた様式にのっとり、国民所得勘定を定める。

決算法律案は、予算執行から遅くとも1年後までに、国民議会在理事部に提出されなければならない。

第82条 [国民議会在と政府]

政府の行動に関し、国民議会在が持つ伝達手段は、口頭質問、書面質問、調査委員会である。

通常会の会期中、月ごとに1審議が、国民議会在議員による質問と、それに対する共和国大統領の回答に優先的に確保される。

共和国大統領は、国民議会在議員からの質問に対する回答権限を、政府の長と大臣に委任することができる。

その機会に国民議会在は、政府に対する提案の決議をすることができる。

第83条 [政府構成員の出席]

政府の構成員は、国民議会在の委員会に出席できる。政府の構成員は、委員会の依頼により意見を聴取される。

政府の構成員は、政府委員の補佐を受けることができる。

第6章

国際的な条約と合意

第84条 [条約の交渉と批准]

共和国大統領は、国際的な合意および条約を交渉し、批准する。

第 85 条 [条約法律主義]

平和条約ならびに国際組織に関する条約もしくは合意であって、国家の法律を修正するものは、法律のあとにしか批准されえない。

第 86 条 [条約が憲法違反の場合]

もし、共和国大統領もしくは国民議会議長もしくは4分の1以上の国民議会議員の付託を受けた憲法院が、国際的誓約が憲法に反する条項を含むと宣言した場合には、憲法改正後にしか、批准の承認がなされえない。

第 87 条 [法律への優越]

通常通りに批准された条約もしくは合意は、それぞれの条約や合意が相手国においても適用されていることを条件として、発効され次第、法律より上位の権威を持つ。

第 7 章 憲法院

第 88 条 [憲法院の地位]

憲法院は、法律の合憲性の審判者である。憲法院は、公権力の機能の調整機関である。

第 89 条 [憲法院の構成]

憲法院は、次のように構成される。

—1人の院長

—元共和国大統領、ただし明示的に断念が表明された場合は除く

—6人の委員、うち3人は共和国大統領が、3人は国民議会議長が指名

憲法院は、3年ごとに半分が改選される。

第 90 条 [憲法院の院長]

憲法院院長は、司法あるいは行政分野での有能さで知られた人物のなかから、再任不可能な6年の任期で、共和国大統領によって任命される。

職務開始に先立ち、憲法院院長は、共和国大統領に以下の文言で宣誓する。

「私は、よく、忠実に職務を果たすこと、憲法の尊重のもとで十全に独立し不偏不党に職務を果たすこと、討論と票決の秘密を職務の終了後においても守ること、政治、経済、社会の領域に関するいかなる立場も公的にとらないこと、憲法院の管轄にかかわる問題に関して私的な身分でいかなる助言も行わないことを誓います。」

第 91 条 [憲法院委員]

委員は、司法あるいは行政分野での有能さで知られた人物のなかから、再任不可能な6年の任期で、共和国大統領によって任命される。

職務開始に先立ち、委員は、憲法院院長に以下の文言で宣誓する。

「私は、よく、忠実に職務を果たすこと、憲法の尊重のもとで不偏不党に職務を果たすこと、討論と票決の秘密を職務の終了後においても守ることを誓います。」

最初の憲法院は、以下を含む。

—うち2人を国民議会議長が指名する3人の委員で、共和国大統領により任期3年で任命される者

—うち1人を国民議会議長が指名する3人の委員で、共和国大統領により任期6年で任命される者

第 92 条 [兼任禁止・職務遂行不可能]

憲法院の構成員の職務は、すべての公的雇用、すべての公的もしくは公選による雇用、すべての職業活動の行使と兼任不可である。

死亡、辞任、もしくは何らかの理由での絶対的な職務遂行不可能の場合には、院長と委員には8日以内に後任が置かれ、任期の残り期間を務める。

第 93 条 [不逮捕特権]

憲法院の構成員は、何人たりとも、その職務期間中に、憲法院の承認のあるときしか、重罪もしくは軽罪に関し、起訴、逮捕、勾留、審判を受けない。

第 94 条 [憲法院の管轄]

憲法院は、国民投票の作業の適正性を管理し、その結果を宣言する。

本院は、以下を裁決する。

－大統領選挙と立法府選挙への立候補者の被選挙資格

－共和国大統領と国民議会議員の選出にかかわる異議申し立て

憲法院は、大統領選挙の確定結果を宣言する。

第 95 条 [合憲性の審査]

第 84 条に定める国際的誓約の批准前のもの、審署前の組織法律、適用前の国民議会規則は、共和国大統領もしくは国民議会議長によって憲法院に付託されねばならず、憲法院がその合憲性について宣言を行う。

同じ目的のため、審署前の法律は、共和国大統領、国民議会議長、国民議会の代表党派もしくは 10 分の 1 以上の議員により、憲法院への付託が可能である。

憲法院の裁決のあいだ、審署までの期限は停止される。

第 96 条 [違憲性の抗弁]

すべての訴訟人は、法律の違憲性の抗弁をあらゆる裁判所に提起することができる。憲法院での裁決の条件は、法律で定められる。

第 97 条 [憲法院への諮問]

政府提出もしくは議員提出の法律案とオルドナンス案は、憲法院に諮問を付託することができる。

第 98 条 [決定の効力]

憲法院の決定については、いかなる上訴の余地もない。憲法院の決定は、公権力、すべての行政的、司法的、軍事的権威、すべての自然人や法人に対して強制である。

第 99 条 [憲法違反]

憲法に違反すると宣言された措置は、審署

されず、適用もされない。

第 100 条 [組織法律]

組織法律が、憲法院の組織と運営の規則、憲法院の裁決のために与えられる手続きと期間を定める。

第 8 章 司法権

第 101 条 [司法権の独立]

司法権は、執行権と立法権から独立である。

第 102 条 [司法の担い手]

司法は、人民の名のもとに、破棄院、コンセイユ・デタ、会計院の最高司法裁判機関と、控訴院ならびに裁判所によって、国家の領土全体に適用される。

組織法律が、これらの裁判機関の構成、組織、運営のあり方を定める。

第 103 条 [司法官]

司法官は、職務遂行において法律にしか従属しない。

裁判官は罷免されない。

第 104 条 [大統領の関与]

共和国大統領は、判事の独立を保障する。共和国大統領は、司法官職高等評議会を主宰する。

第 105 条 [司法官職高等評議会の構成]

司法官職高等評議会は、以下を含む。

－法定の副委員長として破棄院院長

－コンセイユ・デタの院長

－会計院院長

－破棄院の検事長

－共和国大統領と国民議会議長が同数ずつ指名する、3 人の本官と 3 人の代理からなる 6 人の司法職以外の者

－同輩から指名された、本官 2 人、代理 1

人からなる裁判官3人と、本官2人、代理1人からなる検察官3人。司法官職高等評議会の審議に携わるあいだ、これらの司法官は出廷しない

第106条 [司法官職高等評議会の職務]

司法官職高等評議会は、共和国大統領の召集と主宰のもとに参集し、司法官職の独立に関する、あらゆる問題を検討する。

副委員長の主宰のもとで、司法官職高等評議会は以下を行う。

- 最高司法裁判機関の司法官、控訴院の院長、第一審裁判所の所長の任命に関する提案
- そのほかの裁判官の任命と昇進に関する諮問
- 裁判官と検察官の規律委員会としての裁決

第107条 [組織法律]

組織法律が、司法官職高等評議会に関する措置の適用条件を定める。

第9章 高等法院

第108条 [構成]

高等法院は、国民議会が、立法期最初の会期当初に互選によって選出した国民議会議員で構成される。高等法院は、破棄院院長により主宰される。

組織法律が、高等法院の構成員数、権限、運営規則ならびに裁判手続きを定める。

第109条 [大統領の起訴]

共和国大統領は、大反逆罪の場合にしか、自らの職務遂行に関する責任を負って高等法院に起訴されることがない。

第110条 [閣僚の審理]

高等法院は、職務遂行のなかでなされた重

罪と軽罪と見なされる事項を理由とする、政府の構成員の審理を管轄する。

第111条 [構成]

共和国大統領と政府の構成員に対する告訴は、国民議会での秘密投票によって票決され、共和国大統領については議員の3分の2、政府の構成員については議員の絶対多数によって成立する。

第112条 [罪刑法定主義]

高等法院は、追及されるべき事項がなされたときに有効だった刑法に由来する、重罪もしくは軽罪の定義と刑罰の内容に拘束される。

第10章 社会経済委員会

第113条 [職務]

経済社会委員会は、政府提出法律案ならびにオルドナンスとデクレの案に対して、また、同委員会に付託された議員提出法律案について意見を述べる。経済的、社会的な性格を持つ計画に関する政府提出法律案は、経済社会委員会にて意見を諮られる。

共和国大統領は、経済的、社会的な性格を持つあらゆる問題について、経済社会委員会に諮問することができる。

第114条 [組織法律]

経済社会委員会の構成ならびにその運営規則は、組織法律で定められる。

第11章 共和国斡旋員

第115条 [職務]

「共和国斡旋員」と呼称される仲裁組織が創設される。共和国斡旋員は、独立した行政上の権威であり、公共サービスの職務を負う。

共和国幹旋員は、いかなる権威からも指導を受けない。

第 116 条 [任免]

共和国幹旋員は、国民議会議長への諮問のうち、再任不可能な 6 年の任期で、共和国大統領によって任命される。

共和国幹旋員は、共和国大統領の付託を受けた憲法院が不都合を申し立てた場合には、任期満了前にその職務を終了される。

第 117 条 [不逮捕特権・兼任不可]

共和国幹旋員は、職務遂行時になされた意見表明や投票に関して、起訴、捜査、逮捕、勾留、審判を受けることがない。

共和国幹旋員の職務は、あらゆる政治的職務、あらゆる雇用、あらゆる職業活動と兼任不可である。

第 118 条 [組織法律]

共和国幹旋員の権限、組織、運営のあり方は、組織法律で定められる。

第 12 章 地方公共団体

第 119 条 [原則]

法律は、地方公共団体の自由な行政、権限、資源に関する基本原則を定める。

第 120 条 [レジオンとコミュニオン]

地方公共団体は、レジオンとコミュニオンである。

第 121 条 [そのほかの地方公共団体]

そのほかの地方公共団体は、法律によって創設、廃止される。

第 13 章 国家間の提携と協力

第 122 条 [提携協定]

コートジボワール共和国は、ほかの国家と提携協定を締結することができる。

共和国は、提携した国家とのあいだに、共同の運営、協調、自由な協力のための政府間組織を創設することを受け入れる。

第 123 条 [目的]

前条に言うこれらの組織は、とりわけ以下の目的を持つことができる。

- 通貨、経済、財政政策の調和
- 関税同盟の創設
- 連帯基金の創設
- 開発計画の調和
- 外交政策の調和
- 国防を確保するための専門的手段の共同設置
- 司法組織の調整
- 人と財の安全と保護に関する協力
- 高等教育と研究に関する協力
- 保健衛生に関する協力
- 公務員の身分ならびに労働権に関する規則の調和
- 交通、コミュニケーション、通信に関する調整
- 環境保護と天然資源の管理に関する協力

第 14 章 憲法改正

第 124 条 [発議権]

憲法改正の発議権は、共和国大統領と国民議会の構成員の双方に属する。

第 125 条 [審議入りの条件]

改正の審議がなされるためには、政府提出改正案も議員提出改正案も、実際に職務にある国民議会の構成員の 3 分の 2 の賛成で、票

決されていないなければならない。

第 126 条 [手続き]

憲法改正は国民投票にて、投じられた票の絶対多数の賛成で承認されることによってしか、確定しない。

国民投票に付することが義務であるものは、共和国大統領の選挙、大統領職の行使、共和国大統領職の空席、本憲法の改正手続きを改正の目的とする、政府提案と議員提案である。

政府提出、議員提出のいずれの改正案も、そのほかの事柄に関するもので、共和国大統領が国民議会に付すと決定したときは、国民投票にかけられない。この場合は、政府提出、議員提出いずれの改正案も、国民議会で実際に職務にある構成員の 5 分の 4 の多数を得たときしか、採択されない。

国民投票もしくは国会での票決で承認された憲法改正にかかわる法文は、共和国大統領によって審議される。

第 127 条 [制限]

いかなる改正手続きも、領土の一体性が侵害されているときには、着手も追求もできない。

国家の共和政体と非宗教性は改正の対象にできない。

第 13 章 経過措置

第 128 条 [発効]

本憲法は、審議の日をもって発効する。

第 129 条 [大統領と国民議会]

選出された共和国大統領が職務を開始し、国民議会が参集するのは、本憲法の審議から 6 カ月以内とする。

選出された共和国大統領が職務入りするまでは、現職の共和国大統領と暫定政府が、公権力の運営、国民生活、人と財の保護、自由の保護のために必要な措置をとる。

ただし、経過期を担当する共和国大統領は、いかなるやり方ならびにいかなる形態であっても、憲法、選挙法、政党と政治団体に関する法律と、結社と報道に関する制度を定める法律を、修正することができない。

第 130 条 [制度]

新しい制度の設置までのあいだ、確立されている制度が、効力を持つ法律と規則にのっとり、職務と権限を引き続き行使する。

第 131 条 [最高院]

2000 年の選挙については、法律で定められた条件にしたがい、本憲法で憲法院に付与された管理と確認の職務は最高院が行使し、その厳粛法廷にて共和国大統領の宣誓を受ける。

第 132 条 [軍事政権の免責]

国家安全保障評議会 (CNSP) の構成員と、1999 年 12 月 24 日に出来た体制変更をもたらした出来事のすべての首謀者たちには、刑事、民事の免責が付与される。

第 133 条 [法制度の継続性]

新しい法文が作成されている場合を除き、本憲法に反するところのないものについては、コートジボワールで現在有効な法制度が引き続き適用される。

* * *

* 本訳は、コートジボワール共和国の 2 番目の憲法 (Loi n° 2000-513 du 1^{er} août 2000) を、コートジボワール憲法院ウェブサイト (URL は下記参照) に掲載されたテキストを底本に訳出したものである。底本に見られる誤記は、A. Aggrey, *Codes et lois de Côte d'Ivoire: La nouvelle Constitution de la Côte d'Ivoire*. Abidjan: Juris-Éditions. n.d. に掲載されているテキストを参考に補った。各条の番号のあとの

[]での記述は原文にはなく、訳者が付記した当該条文の概要である。本訳は、2017年3月15日付けの初訳版に修正を施し、2017年6月29日に確定した第2訳版である。修正では、第1、第3憲法との対応を考慮した訳語・訳文の再検討が反映されているほか、初訳版にあった軽微な訳出漏れと不適切な訳語が訂正され、さらに、読み易さの面から全般にわたり表現の改善が行われている。

(URL: <http://www.conseil-constitutionnel.ci/index.php?y=const2> 2016年10月12日アクセス)